

(公印・契印省略)

統計委第23号
令和3年12月24日

総務大臣
金子恭之殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第158号の答申
石油製品需給動態統計調査の変更について

本委員会は、諮問第158号による石油製品需給動態統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和3年11月24日付け20211119資第30号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「石油製品需給動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

・ 調査対象の範囲の変更

本調査は、石油製品の需給の実態について明らかにすることを目的として、石油製品の製造業者、輸入業者等（約300事業所）を対象に、昭和27年4月から、原油及び石油製品の月間の受払量、国別輸出入量、月末在庫量等を調査する月次の基幹統計調査である。

本調査の調査対象である石油製品のうち「液化天然ガス」（LNG）については、昭和49年の調査設計当時から、環境特性に優れた新たなエネルギーとして用途拡大に向けた研究も行われてきた。しかし、他の石油製品と比べて貯蔵が難しいため、発電用燃料、都市ガスの原料以外には用途がほとんど広がらなかった。

一方、経済産業省は、液化天然ガスについて、発電用燃料としては電力調査統計、都市ガスの原料としてはガス事業生産動態統計により使用実態を把握することが可能であり、また、国別輸入量についても、普通貿易統計により把握することが可能であるとしている。

こうしたことから、本申請では、調査対象の範囲から「液化天然ガス」を削除することとしている。

これについては、液化天然ガスの用途が広がっていないため、本調査において調査対象事業所における月間受払量等を把握する必要性が低下している一方、その国内需給の実態や国別輸入量については、他の統計によっても把握できるため、報告者負担の軽減の観点から適当である。ただし、引き続き我が国の石油製品の需給の全体像を示すため、本調査の結果公表に際し、利活用に資する参考情報として、液化天然ガスの国内需給の実態に関する他の統計の数値も併せて明示することが重要である。

以上